

愛媛県立図書館広告事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県立図書館広告実施の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告実施申込書の提出)

第2条 広告取扱業者は、広告事業の実施を希望する場合は、愛媛県立図書館広告事業実施申込書(別紙1)を作成の上、館長に提出し、広告実施の可否について協議しなければならない。

(行政財産の使用許可)

第3条 広告取扱業者は、行政財産の使用を伴う事業を行う場合は、行政財産使用許可申請書(別紙2)を作成の上、館長に提出し、行政財産の使用許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可を行ったときは、行政財産使用許可書(別紙3)を広告取扱業者に交付するものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

(別紙1)

愛媛県立図書館広告事業実施申込書

年 月 日

愛媛県立図書館長 様

(広告取扱業者)

住所 (所在地)

名 称

代表者職・氏名

印

担当者職・氏名

愛媛県立図書館広告事業について、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県立図書館広告実施要領及び愛媛県立図書館広告事業事務取扱要領を遵守の上、次のとおり申し込みます。

| | |
|---|--|
| 広告掲 示期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 掲 示 す る 広 告 の 概 要 | |
| 掲 示 場 所 | |
| 広 告 主 | (住所) (名称) (代表者職・氏名) |
| 広 告 主 の 確 認 欄 | 1 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したことはない。 ・食品に係る業種の場合は、食品衛生法(食中毒)、JAS法などの関係法令 ・工場等を持つ業種の場合は、水質汚濁防止法や工場立地法などの関係法令 ・その他、景品表示法や独占禁止法など関係する法令 (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。) (はい いいえ) |
| | 2 過去2年間に愛媛県から指名停止措置又は不利益処分を受けていない。 (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。) (はい いいえ) |
| | 3 消費者金融、たばこ、ギャンブル(宝くじを除く。)、法律に定めのない医療類似行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではない。(はい いいえ) |
| | 4 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していない。(はい いいえ) |

※広告の掲示基準等については、次表を添付すること。

広告掲示等のチェックリスト

| 区分 | 根拠 | チ ェ ッ ク 項 目 | 確認欄 |
|---|---|---|-----|
| 表 | 【 告 事 業 実 施 要 綱 】 | ○広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。 | |
| | | (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの | |
| | | (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの | |
| | | (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの | |
| | | (4) 政治性又は宗教性のあるもの | |
| | | (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの | |
| | | (6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの | |
| | | (7) その他、県有財産に広告として掲示することが適当でないと認められるもの | |
| 示 | 【 表 示 基 準 】 | ○次のいずれかに該当する内容の広告は、掲示することはできない。 | |
| | | (1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)第 12 条第 2 項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの | |
| | | (2) 責任の所在が不明確なもの | |
| | | (3) 内容が不明確なもの | |
| | | (4) 事実と異なる内容を含むもの | |
| | | (5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの | |
| | | (6) 比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。) | |
| | | (7) クーポン付き広告(県が施策等の広報又は啓発のため作成する印刷物の場合に限る。) | |
| | | (8) 美観風致を害するおそれがあるもの | |
| | | (9) 国内世論が大きく分かれているもの | |
| | | (10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必要性がないもの | |
| | | (11) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの | |
| (12) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの | | | |

注 確認欄に問題がない場合は、○を記入してください。

(別紙2)

行政財産使用許可申請書

年 月 日

愛媛県立図書館長 様

申請者 住所
氏名

印

| | |
|-------------------|------------------|
| 所在地 | |
| 使用しようとする財産の名称及び場所 | |
| 種類及び構造 | |
| 使用面積又は数量 | (人員数) |
| 使用目的 | |
| 使用期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで |
| 関係図面 | 別添のとおり |

(別紙3)

第 号
年 月 日

様

愛媛県立図書館長

行政財産使用許可書

年 月 日付けをもって申請のあった行政財産の使用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、下記条件を付して許可する。

記

1 使用許可財産

使用許可財産は、次のとおりとする。

- (1) 名称 愛媛県立図書館
- (2) 所在地 松山市堀之内
- (3) 区分 建物
- (4) 数量 1か所
- (5) 使用部分 申請書添付図面に記載したとおり

2 使用許可期間

使用許可期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

3 使用料

円

4 使用目的

使用者は、使用許可財産を広告事業の用に使用しなければならない。

5 保全義務

使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって使用許可財産の維持保全につとめなければならない。

6 使用上の制限

使用者は、使用許可財産について、修繕、模様替えその他の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ書面により承認を受けたときは、この限りでない。

7 転貸の禁止

使用者は、使用許可財産を他の者に使用させてはならない。

8 使用許可の取消し又は変更

次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 使用許可財産を公用又は公共の用に供するため必要とするとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。

9 原状回復

使用者は、使用期間が満了したとき、使用許可財産を使用する必要がなくなったとき又は使用許可を取り消されたときは、指定期日までに、当該財産を原状に回復して返還しなければならない。

10 損害賠償

使用者は、その責に帰する事由により、使用許可財産の全部若しくは一部を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

11 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用許可財産の改良、修繕等のために支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

12 疑義の決定

この許可条件に関し、疑義のあるときその他使用許可財産の使用について疑義が生じたときは、全て館長の決定するところによる。

13 その他

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対して審査請求をすることができる。